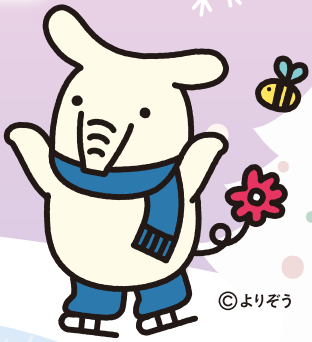
JAバンク栃木

ご好評につき第2弾！

冬の定期貯金キャンペーン2026





キャンペーン期間

2026年11/2(月) ▶ 2027年1/29(金)

定期貯金お預入額100万円1口につき
（新規資金に限ります）

もれなく

10,000円分の JAタウンギフトカード※1 プレゼント！









お預入の例

お預入	100万円	300万円	500万円	1,000万円※2
ギフトカード	1万円分	3万円分	5万円分	10万円分

特典は一時所得と考えられ、確定申告が必要な場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談のうえご確認ください。
※1　JAタウンギフトカードの有効期限は発行日より３年間です。３年を過ぎたものは無効になります。
※2　1,000万円以上お預入いただく場合には、複数口に分けてのお預入となる場合があります。

さらに!!

適用金利 年0.500%（税引き後 年0.398%）

スーパー定期貯金

（個人の方・期間1年（自動継続）100万円以上）

●金利・税引後金利については、お近くの店舗にお問い合わせください。
●お預入時の金利は、満期日まで変わりません。
●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
●申し込み状況によっては、キャンペーン期間中であっても募集を締め切る場合があります。
●お預入いただくJAによっては、組合員加入をお願いする場合があります。組合員加入の要件はJAによって異なりますので、詳しくはお近くの店舗にお問い合わせください。
※キャンペーン期間中に店頭標準金利に変更があった場合、当キャンペーンの適用金利も変更となる場合があります。
※当キャンペーンの詳細は、JA店頭の説明書、またはJAのホームページをご覧ください。
※JAタウンは、JA全農が運営する産地直送通販サイトです。
詳しくはJAタウンのホームページ(https://www.ja-town.com/shop/f/f0)をご覧ください。

詳しくはこちら

2026年11月現在

お問い合わせ・ご相談はお近くのJA窓口までお尋ねください。JAは農家以外の方でもご利用いただけます。詳しくはお近くのJAバンク窓口へ。

JA足利

足利支店 TEL.0284-41-2588	山辺支店 TEL.0284-71-1626	坂西支店 TEL.0284-63-1227
東支店 TEL.0284-41-3678	南支店 TEL.0284-71-1601	金融課 TEL.0284-41-7153
北支店 TEL.0284-41-3663	西支店 TEL.0284-62-1011	

JA足利組合員の方（家族登録者含む）を対象といたします。【新規加入も可】

JAバンク栃木

冬の定期貯金 キャンペーン 2026

JAタウンギフトカードをプレゼント！

キャンペーン期間　2026年11/2(月) ▶ 2027年1/29(金)

留意事項等

- 定期貯金預入額100万円につき1口とし、1口1万円分のJAタウンギフトカードを進呈します。
- キャンペーンの申込は、当チラシ付属の特典申込書をご記入のうえ、JAにご提出ください。
- 特典は、ご指定の配送先住所あてに2027年3月以降順次発送する予定です。
 (発送時期は在庫の状況等により変動することがあります。)
- お申込の上限はございません。

栃木県産の商品をお買い上げいただく場合はコチラ

だちっぺとちぎ 新鮮倉庫

冬の定期貯金キャンペーン
限定商品はこちらから
アクセス→

(商品例)


とちぎ和牛



宇都宮餃子


季節のおまかせ花束



季節のフルーツ

掲載商品は一例です。この他にも栃木県産の農畜産物を多数取り揃えております。

※画像はイメージです。実際の商品とはデザイン・仕様が一部異なる場合がございます。
※時期により販売していない場合がございます。あらかじめご了承ください。
※栃木県産の農畜産物以外にも、JAタウンでは全国各地から旬の農畜産物・特産品をお取り寄せいただけます。





アプリで
さらに便利に！
ダウンロードはこちらから

JAバンクアプリ　JAバンクアプリプラス


©よりぞう

キリトリ

冬の定期貯金 キャンペーン 2026 特典申込書

＜注意事項＞　ご確認のうえ、□に✓をご記入ください

□ この定期貯金は原則、中途解約ができません。

申込者	氏名	電話番号	預入額　円	口数　口
	住所　〒			

▼配送先が申込者と異なる場合のみご記入ください。事前に配送先の同意をいただいたうえでご記入願います。

配送先	氏名	電話番号
	住所　〒	

ご記入いただいた情報(氏名・住所・電話番号・預入額・口数)は、特典(ギフトカード)発送のためJAタウン(全国農業協同組合連合会)に提供しますが、原則JAタウン以外には提供いたしません。JAタウンの個人情報の取扱いについては、ホームページ(https://www.ja-town.com/shop/f/f0)をご参照ください。

JA 使用欄	受付日	受付店舗	発注者	担当者	JAバンク栃木

◎〈令和８年度ウインターキャンペーン〉商品概要説明書 ◎

１．商品名　①スーパー定期貯金〈単利型〉ＪＡバンク栃木 冬の定期貯金キャンペーン 2026
②スーパー定期貯金〈単利型〉金利上乗せ定期貯金

２．取扱期間　①2026 年 11 月２日（月）～2027 年１月 29 日（金）
②2026 年 11 月２日（月）～2027 年１月 29 日（金）

３．販売対象　①新規資金でお預け入れの「個人のお客様」で JA 足利組合員の方（家族登録者含む）（新規加入可）
契約額については、一契約につき 100 万円以上 1,000 万円未満とします。
②新規（ニューマネー）でお預け入れの「個人のお客様」とします。
契約額については、一契約につき 10 万円以上 1,000 万円未満とします。

４．預入期間　①１年（定型方式）。預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱い可。
②１年（定型方式）。預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱い可。

５．預入方法　（１）預入方法　一括預入
（２）預入限度金額　①一契約につき 100 万円以上　1,000 万円未満
②一契約につき　10 万円以上　1,000 万円未満
（３）預入単位　１円単位
（４）預入方式　証書・通帳式

６．払戻方法　満期日以後に一括して払い戻します。

７．利　息　（１）適用金利　預入時の条件に応じた金利を満期日まで適用します。
自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
（２）計算方法　付利単位を１円として１年を 365 日とする日割り計算をします。
（３）利払頻度　満期日以後に一括して支払います。
（４）税　　金　個人のお客様は 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。
※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
（５）金利情報　金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問合わせください。

８．手数料　―

９．付加できる特約事項
個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率。）
個人のお客様はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

10．中途解約時の取扱い≪原則として中途解約はできません≫
〈単利型〉満期日前に解約する場合、利息は以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算し、この貯金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合にはその支払額と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
定型方式１年の場合
ａ．預入期間が６か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率　ｂ．預入期間が６か月以上１年未満の場合、約定利率×５０％
※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

11．貯金保険制度（公的制度）
〈保護対象〉当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12．苦情処理措置および紛争解決措置の内容
〈苦情処理措置〉本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：0284-41-7153）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、一般社団法人 JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
〈紛争解決措置〉外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または一般社団法人 JA バンク相談所にお申し出ください。
東京弁護士会　（電話：０３－３５８１－００３１）
第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）
第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合せください。」

13．その他参考となる事項　この貯金は、譲渡または質入することはできません。